

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 1 4 (11) を次のように改正する。
 - (11) 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体
 - ア 「30」の抗カルジオリピン I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、E L I S A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
 - イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。
 - ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G抗体、抗カルジオリピン I g M抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p> 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p> 第3部 検査</p> <p> 第1節 検体検査料</p> <p> 第1款 検体検査実施料</p> <p> D000～D013 (略)</p> <p> D014 自己抗体検査</p> <p> (1)～(10) (略)</p> <p> (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β₂グリコプロテインIIgG抗体、抗β₂グリコプロテインIIgM抗体</p> <p> ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> イ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> ウ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE</p>	<p>別添1</p> <p> 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p> 第3部 検査</p> <p> 第1節 検体検査料</p> <p> 第1款 検体検査実施料</p> <p> D000～D013 (略)</p> <p> D014 自己抗体検査</p> <p> (1)～(10) (略)</p> <p> (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β₂グリコプロテインIIgG抗体、抗β₂グリコプロテインIIgM抗体</p> <p> ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> イ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> ウ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE</p>

I A法、C L I A法又はF I A法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)～(30) (略)

D 0 1 5～D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

I A法又はC L I A法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)～(30) (略)

D 0 1 5～D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)